

一時五十名大崎労働會館ニ引揚ケタリ、斯クテ職工
 一同ハ種々對策ニ節々協議シタルカ、到底會社トシテハ前記
 以外ノ手當ヲ支給スルノ意思ナシトシ、此ノ上ハ社長ノ懐キリ支給
 ナレンコトヲ懸念スルノ外ナシトシ、ハノ意見ニ致シ六名ノ代表者
 八同日又翌三十日ノ兩日ニ亘リ北多摩郡武藏野村吉祥寺山
 谷社長悲谷權之助自宗ニテ訪問シタルモ不在ノ爲メ會見
 スルヲ得ズ、家族ニ會見ノ旨ヲ依頼シテ引揚ケタリ
 茲ヘテ二日職工一同ハ大崎労働會館ニ集合セントシタルモ同
 會館ハ同日本城缺五所職工集合ニ其ノ餘他ナキヲ以テ其所
 近ナル居水神社境内ニ集合シ代表者ハ會社側ニ交渉セシタルモ
 悲谷社長等より來ル四日午後五時會社ニ於テ會見スル旨ノ電報
 到着シタル爲メ本日會見ハ遂ニ延期ナルコトナリ、四日社長ト並
 榎文涉スルコトニ決シ此旨會社側ニ通シテ午前十時退散ナリ
 了

芳秘乙第三四七號

大正十三年九月五日

13. 9. 6
 第459号

株式会社大和製作所工場閉鎖ニ関スル件 (第五報、解決)

社長悲谷權之助ト職工側代表トノ會見ハ前報ニ定シ
 変更シテ昨日午後三時ヨリ北多摩郡武藏野村大
 字吉祥寺山山谷社長自宅ニ於テ會見職工側ハ土井
 直作外職工四名會社側社長及田丸常務取締役
 二名ニシテ職工側ハ約三時間ニ亘リ解雇等當問題ニ関
 シ哀訴數願シタル結果會社側モ遂ニ讓歩スル所トナ
 リ結局『各職工ニ對シテ勤績年數ニ依ラス一ヶ月分
 ヲ會社ヨリ支給スルコト』社長個人ヨリ湊金トシテ
 全職工ニ對シ金一千五百円ヲ支給スルコト 曰右ハ系